

## 指定緊急避難場所の指定及び取消しについて

災害対策基本法第49条の4、第49条の6の規定に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定及び指定の取消しをしたので、次のとおり公告する。

### 1. 新たに指定する緊急避難場所

#### (1) 世界遺産センター第1駐車場（大田市大森町イ 1597-3）

避難の適所とする異常な現象の種類：

土石流及び地滑り、洪水、津波、地震、大規模火災

### 2. 指定を取り消す緊急避難場所

波根保育園（大田市波根町 1755）

静間保育園（大田市静間町 430-1）

令和7年9月19日

大田市長 楫野弘和